

- 大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（Osaka emergency information Research Intelligent Operation Network system ※以下「ORION」という。）では、病院前と病院後の救急搬送データを収集し、分析・検証することが可能である。
- ORIONデータは、報道等の公知の事実と照らし合わせた結果、個人の特定につながる可能性が否定できない情報が存在し、慎重な取り扱いが必要であるが、一方で、ORIONデータの第三者提供を含めた利活用により、医学の発展や救急医療体制の向上を目的とした研究が可能である。
- ORIONデータ利用の審査に関する部会では、今後のORIONデータの第三者提供及び府の公式見解である基幹データの公表について議論し、令和5年7月10日に承認されたところ。
- ついては、本審議会においても上記第三者提供及び基幹データの公表について審議いただきたい。

◆ORIONデータ第三者提供について

◆データ利活用の必要性

研究により、医学の発展や救急医療体制の向上を図る。
 ≪研究主体（例）≫
 医療機関、消防機関、研究機関、民間企業など

◆情報の取扱い

◆H25個人情報保護審議会答申

- ・個人情報に相当するものとしての取扱いが必要

◆H29救急医療対策審議会答申

- ・提供対象は府内救急告示医療機関・府内消防機関
- ・個人、医療機関及び消防機関が特定される情報は第三者には提供しない。
- ・公表前の大阪府への報告を義務付け、内容により公表を禁止

事務取扱要領（H30.3策定）により提供ルール・手続きについて規定

○H30年度に初回第三者提供を実施
 （H28年分のデータを提供）



応募：4名
 提供：2名（不許可2名）



○今後、H30年度と同様に、各年度のデータを第三者提供したい。
 （H28～R2年分のデータを提供）

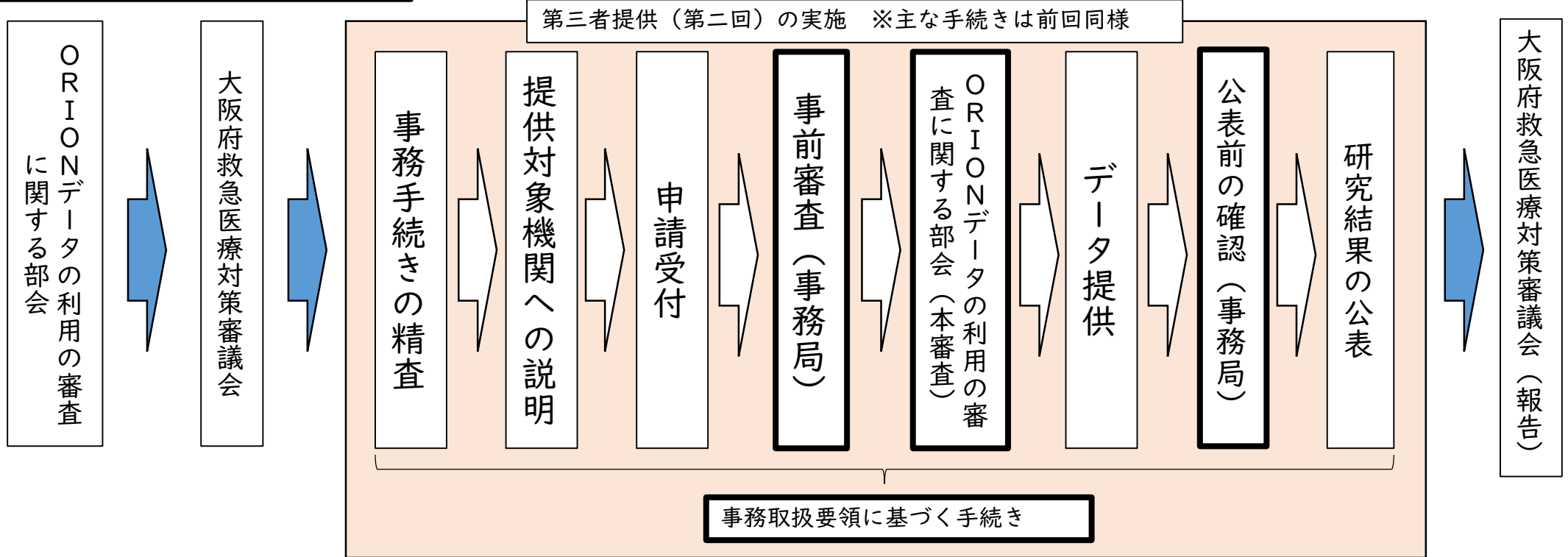
○加えて、ORIONデータ解析に係る大阪府の公式見解として、基幹データを公表したい。

※今回の第三者提供の検証（事務負担等）を踏まえ、今後、提供頻度や対象拡大について検討

ORIONデータの第三者提供について

◆ORIONデータ第三者提供（第二回）について

提供手続き



前回からの変更点

事務取扱要領の改正

- 取得データ項目の追加・変更（時点修正）
- MC圏域、ガイドライン等（時点修正）
- 個人情報保護法（R5.4施行）の反映
 - ※個人情報保護条例⇒個人情報保護法へ修正
- 倫理審査・過去の実績の有無・施設基準について変更
- 例外的に研究成果の公表を必須としない場合を規程
 - ※消防機関からの申請を促すための変更

基幹データの公表

- 大阪府の公式見解として、基幹データを公表する。
- ≪基幹データの内容≫
 - ◆救急搬送基礎データ（搬送数、年齢、性別の集計結果など）
 - ◆初診時診断名・確定時診断名など

府ホームページ上で公表